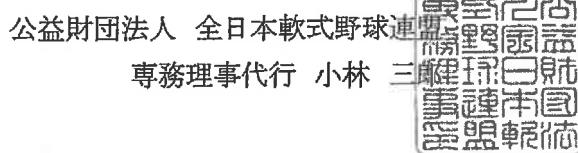


全軟野連発第33号
令和2年1月29日

都道府県支部
理事長様



少年部の投球数制限について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
標記の件につきまして、令和2年1月28日開催の第1回理事会において投球数制限について、令和2年度の全国大会より行うことが決定しましたので、別紙の通り通知いたします。
なお、3月21日(土)から行われます、文部科学大臣杯第11回全日本少年春季軟式野球大会日本生命トーナメントの出場チームにも本連盟より通知させて頂きます。
何卒よろしくお願い致します。

記

【添付資料】

■少年部(中学生)の投球数制限について

以上
事務担当者:清野 祐 Tel:03-3404-8831

少年部（中学生）の投球数制限について

1. 競技に関する連盟特別規則

投球制限【少年部】

現行	改定案
<p>投手の投球制限については、肘・肩の障害防止を考慮し、1日7イニングまでとする。ただし、タイブレーク方式の直前のイニングを投げ切った投手に限り、1日最大9イニングまで投げることができる。タイブレークとなった場合に投げができる投手は、タイブレーク方式の直前を投げ切った投手か、新たな投手（その日1球も投げていない選手）に限り、1日2イニングまで投げができる。</p> <p>～以下省略～</p>	<p>投手の投球制限については、肘・肩の障害防止を考慮し、下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・大会中の1日の投球数…100球・1週間の投球数…350球 <p>※試合中に100球に到達した場合は、その打者が打撃を完了するまで投球できる。</p> <p>※少年女子も同様の取り扱いとする。</p>

※上記規則は、2020年3月21日から行われる「文部科学大臣杯第11回全日本少年春季軟式野球大会日本生命トーナメント」より導入する。